

新型コロナウイルス感染症対策

感染拡大予防 ガイドライン

(6月26日改訂版)

かながわ農業アカデミー

第1章 ～本ガイドラインについて～

本ガイドラインは、文部科学省及び神奈川県教育委員会の学校再開ガイドラインに基づき、かながわ農業アカデミーとして、学校運営上取るべき感染拡大リスクを低減するためのものです。

なお、本ガイドラインは、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加しますので留意下さい。

2020年6月26日

かながわ農業アカデミー

第2章 感染拡大予防の考え方

- 学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、学校に学生が通うことは困難である。
- この感染症については、持続的な対策が必要であることを踏まえれば、社会全体が、長期間にわたりこの新たなウイルスとともに生きていかなければならないという認識に立つ必要がある。
- その上で、学生の健やかな学びを保障することとの両立を図るため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ段階的に実施可能な教育活動を開始し、その評価をしながら再開に向けての取組を進めていく。

学校における新型コロナウイルス感染症の対策に関する懇談会
「新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言」(令和2年5月1日)

第3章 学校再開

第1節 段階的な開始

第1項 分散登校

- 卒業を来年の3月に控える生産技術科2年、また、学校生活を開始することができていない生産技術科1年、1年間で卒業する技術専修科であることからどの学年も優先すべきであり、各30人程度であるため、分散登校は実施しない。

第2項 時差登校

- 次ページの「当面のスケジュール」のとおり時差登校を実施し、感染拡大対策を評価・検証する。

第3項 短縮授業

- 次ページの「当面のスケジュール」のとおり短縮授業を実施し、感染拡大対策を評価・検証する。

第4項 授業実施方法

- 座学は講堂等で十分な距離を保ちながら実施し、感染拡大対策を評価・検証する。

【当面のスケジュール】

6月22日以降の時間割表（全学年）								
週	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00
6月22日～ 6月26日	1限目 (9:30～ 10:40) 実習又は 講義	2限目 (10:50～ 12:00) 実習又は 講義	昼食(12:00 ～12:40) A班	昼食(12:50 ～13:30) B班	3限目 (13:30～ 14:40) 実習又は 講義	4限目 (14:50～ 16:00) 実習又は 講義		
6月29日～ 7月3日			昼食(12:00 ～12:40) B班	昼食(12:50 ～13:30) A班				
7月6日～ 7月10日			昼食(12:00 ～12:40) A班	昼食(12:50 ～13:30) B班				
7月13日～ 7月17日			昼食(12:00 ～12:40) B班	昼食(12:50 ～13:30) A班				
7月20日～ 7月22日			昼食(12:00 ～12:40) A班	昼食(12:50 ～13:30) B班				

第5項 直売実習

- 感染症拡大予防対策を講じて、校内直売所を7月1日から再開する。
他の場所での直売についても、校内直売所の対応状況を検証して、順次再開に向けて対策を検討する。

第2節 高リスクのため中止する学習活動

第1項 グループ討議

- 学生が近距離で密集して議論するグループ討議は、リスクが高いため、今年度、実施しないこととする。

第2項 農産物加工などの調理をする実習

- 調理して、会食する行為については、リスクが高いため、今年度、実施しないこととする。
- ただし、農産物加工の授業自体は実施することとし、調理実習は行わず、調理場面を動画配信などの対応を行う。

第3項 校外学習

- 県内に貸し切りバス等で移動する校外学習は、リスクが高いため、今年度、1年生は実施しない。
- 2年生・技術専修科は、ゼミナールの単位で現地調査は必須科目なので、各コース最低1回実施する。
- 実施する際は、グループに分け、ソーシャルディスタンス、動線を確保したうえで実施する。

第4項 宿泊を伴う行事

- 県内及び他都県に貸し切りバス等で移動するリスク、相部屋で寝起きするリスク等を考慮し、宿泊を伴う行事は、今年度、実施しないこととする。

第5項 プロジェクト発表・卒論発表

- 学生が一堂に介するプロジェクト発表は、リスクが高いため実施しない。
- ただし、学生は実施内容を簡略にとりまとめて提出する。
- 卒論発表については、発表の必要があるため、オンラインで実施するなどの工夫をしたうえで実施する。

第3節 新たに取り組むべき学習活動

第1項 新型コロナウイルスに関する正しい知識の指導

- 学生に対して、新型コロナウイルスに関する正しい知識を身に付けるとともに、これらの感染症対策について、学生が感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう指導を行う。
- 保健所等の外部講師による授業も検討していく。
- また、感染者、濃厚接触者とその家族、この感染者の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、このような偏見や差別が生じないように、指導を行う。

第4章 場面ごとの具体的対策

第1節 リスク評価とリスクに応じた対応

- まずは、授業内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、学生の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。
- 接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。
- 高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタンなど）には特に注意する。
- 飛沫感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、学校内で大きな声などを出す場がどこにあるかなどを評価する。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）

第2節 場面に応じた具体策

第1項 自宅及び登下校時

- 免疫力を高めるために、十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を取るようにする。
 - 毎朝の検温及び風邪症状の確認を徹底する。
 - 学生は、登校前にマチコミで学校へ毎朝体調等の報告を行う。
 - 同居のご家族にも、自身の検温や体調確認に取り組んでいただき、何か変わったことがあれば学校にも伝えていただく。（マチコミを活用）
 - 教職員・学生が、新型コロナウイルス感染症に感染（陽性）と診断された場合、対応は全て保健所の指示・指導に基づき行う。なお、感染（陽性）と診断された場合は、保健所から過去2週間の行動履歴の提出を求められることになるために、各自行動記録を常に作成できるようにしておく。
 - 生活一般での過ごし方については、新型コロナウイルス感染症専門家会議からの提言を踏まえて、厚生労働省が作成した新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」などを日常生活の中で取り入れていくものとする。
- 接 可能な学生については、公共交通機関を利用しない方法である自家用車通学等を推奨する。
- 接 公共交通機関における高頻度接触部位である吊革や手すりなどの接触には注意する。

第2項 主要校内施設

本館（教室を除く）

接 外部講師及び来校者等は、玄関等の入口で必ず手指消毒を行う。（手指消毒用アルコールの設置、ポスターの掲示）

接 高頻度接触部位については、委託清掃員及び管理課員が、2日に1回以上消毒を行う。

接 正面玄関は、外側自動ドアを稼働させ、内側自動ドアは常時開放とすることにより、手を触れることなく開閉させる。関係者及び学生が出入りする裏側出入口の扉については、常時開放とする。

接 正面玄関のスリッパは、必要数（普段20足程度）のみ下駄箱上に出しておき、使用後は使用済用の箱に入れるようにする。

飛 マスクを着用する。マスクの色や形、素材については、限定しないこととする。学生間および学生と職員との間の飛沫感染防止の観点から、各自でマスクの準備をする。実習開始時等の打合せ時や対面による指導時、休憩時間等の集合時にはマスクを着用する。（これ以降の「マスク着用」の記載部分についても同内容とする。）

飛 事務室窓口の上部に透明フィルムを設置する。

飛 業務用の空調機は、一部外気を取り入れて換気を行いながら運転しているために空調作動時は、補助として休み時間ごとに窓を開け、換気を行う程度とする。

教室（講堂、1・2号合体教室、会議室、実験室、図書室）

接 できる限り学生間の距離を確保するため、2つの教室を1つの教室として利用する。また、講堂を講義会場として利用する。

接 各部屋に入る前に、必ず手洗いを行う。

接 高頻度接触部位は、教室使用前後に、職員が消毒をおこなう。

飛 マスクを着用する。

飛 業務用の空調機は、一部外気を取り入れて換気を行いながら運転しているために空調作動時は、補助として、授業使用前及び使用後に、職員が2方向の換気をおこなう。

情報処理研修室

接 約 20 名の利用が可能ではあるが、利用者人数を 15 名までと制限し、パソコンの移動は行わない。

接 各部屋に入る前に、必ず手洗いをを行う。

接 高頻度接触部位であるドアノブ、スイッチ、マイク、パソコンについては、教室使用前及び使用後に、職員が消毒をおこなう。

飛 業務用の空調機は、一部外気を取り入れて換気を行いながら運転しているために空調作動時は、補助として、授業使用前及び使用後に、職員が 2 方向の換気をおこなう。授業時間以外に使用する学生は、2 方向の換気を行う。

飛 マスクを着用する。

接 入口にアルコールを設置し、パソコン使用前後は消毒を行う（自習に場合連続で学生が使用することがあるため）。

食堂

- 接 入口前やその他食堂までの手洗場で手洗いの徹底及び食堂に入っすぐのところにアルコールを設置する。(手洗い場にアルコールを置くと密集するため。)
- 接 食堂での密集を避けるために、2グループに分け、時間をずらして利用する。
- 接 配膳の過程での感染防止のため、可能な限り品数の少ない献立で適切な栄養摂取ができるように献立変更等を委託業者と調整し、最初の1週間は、丼物で対応する。
- 接 配膳のために順番で並ぶ場合には、前の者と距離を空けて並ぶこととし、配膳で並ぶところ及び下膳の場所に、距離をとって並ぶよう、テープで並ぶ位置を決める
- 飛 配膳のために並べてあるおかずなどには、ラップ等かける。
- 飛 おしゃべりをしないで食事をする。
- 飛 テーブル配置は、対面にならないかつ隣であっても距離が取れるよう席を再配置し、対面して食事しない。
- 飛 検食を担当する職員は、検食前に入口扉を消毒するとともに、食堂内の換気をおこなう。

学生寮

- 接 各部屋に入る前に、必ず手洗いを行う。
- 接 マスクを着用する。
- 接 換気を励行する
- 接 不要不急の外出はしない。
- 接 夜間の外出はしない。
- 接 点呼ではソーシャルディスタンスを心がける。
- 接 高頻度接触部位については、毎日、職員が消毒する。
- 接 入浴はローテーションを組んで行う。

2号寮

- 接 各部屋に入る前に、必ず手洗いを行う。手洗いは、流水と石鹸で行い、手を拭くタオルやハンカチ等は個人で持参する。ただし、流水で手洗いができない場合には、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用する。なお、石けんやアルコールに過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗う。また、手洗い場での混雑が予想されるため、実習の開始時間が遅延することはやむをえないものとする。（これ以降の「手洗い」の記載部分についても同内容とする。）
- 接 高頻度接触部位については、毎日、職員が消毒する。
- 飛 マスクを着用する。
- 飛 着替え等が済んだらすみやかに退室する。

野菜現場教室

接 各部屋に入る前に、必ず手洗いを行う。

接 体調を各自マチコミ等で報告したか職員が確認する。

接 高頻度接触部位については、毎日、職員及び学生が消毒する。共用する機械・道具については、使用開始時に使用者が消毒する。なお、授業のない休日等でも学生が登校する場合は消毒を行う。

接 現場教室は座席の配置を工夫し、できるだけ密接を避ける。

接 授業のない休日等に登校して、栽培管理を行う当番業務は、当面の間、学生は実施しないこととし、職員が輪番等により対応する。また、チャレンジコースでは栽培管理は、自主的に適宜に実施してきた経過があるが、当面は、授業時間開始前及び16時以降の栽培管理等は禁止とする。

飛 マスクを着用する。ただし、高温時期の個別農作業等では、マスク着用による熱中症が懸念されることから、義務付けはしない。

飛 部屋の中では、空気が滞留しないように、密集を避けるとともに、空気の流れを配慮した2方向の換気を行う。（これ以降の「換気」の記載部分についても同内容とする。）

花き現場教室

接 各部屋に入る前に、必ず手洗いをを行う。

接 体調を各自マチコミ等で報告したか職員が確認する。

接 高頻度接触部位については、毎日、職員及び学生が消毒する。共用する機械・道具については、使用開始時に使用者が消毒する。

接 現場教室は座席の配置を工夫し、できるだけ密接を避ける。

接 採花調整室では、作業する人数を4人までとし密集を避ける。

飛 マスクを着用する。ただし、高温時期の個別農作業等では、マスク着用による熱中症が懸念されることから、義務付けはしない。

飛 換気を行う。

果樹現場教室

接 各部屋に入る前に、必ず手洗いをを行う。

接 体調を各自マチコミ等で報告したか職員が確認する。

接 高頻度接触部位については、毎日、職員及び学生が消毒する。共用する機械・道具については、使用開始時に使用者が消毒する。

接 現場教室は、座席の配置を工夫し、できるだけ密接を避ける。

飛 マスクを着用する。ただし、高温時期の個別農作業等では、マスク着用による熱中症が懸念されることから、義務付けはしない。

飛 換気を行う。

機械講習整備舎

- 接 各部屋に入る前に、必ず手洗いをを行う。
- 接 体調を各自マチコミ等で報告したか職員が確認する。
- 接 高頻度接触部位である農業用機械の操作部分については、授業実施前に、職員が消毒する。ドアノブ、机、いすなどは、授業前に職員が消毒する。
- 接 ヘルメットとゴーグルは全員分用意し、個人利用とする。（但し、ゴーグルの購入が間に合わないため、現在は使用後消毒液に浸して消毒している。）
- 接 刈払機の肩掛けバンドは、使用の都度、アルコールで消毒する。
- 飛 マスクを着用する。ただし、高温時期の個別農作業等では、マスク着用による熱中症が懸念されることから、義務付けはしない。
- 飛 換気を行う。説明が聞こえない場面では拡声器を利用する。

第3項 屋外での実習

- 接 屋外では、2メートル以上の距離を保って実習を行う場合についてはマスクを着用する必要はないが、作業人数、内容、天候等様々な要素があるため、場面毎にどのような対策ができるかを意識して、検証を行っていく。

以上